

2. 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和26年法律第249号）第27条及び同法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）第17条に規定する保安林解除の手續きに要する関係書面を作成することをいうものとする。
3. 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び同法施行規則（昭和26年6月23日農林省令第40号）第14条に規定する国有林野の使用申請手續きに要する関係書面を作成することをいうものとする。

19-2 事業計画の説明

保安林解除等申請図書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員から説明を受けるものとする。

19-3 現地踏査

保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地の踏査を行うものとする。

19-4 保安林解除等申請図書の作成方法

保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第17条並びに国有林野の管理経営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条に定めるところに従うほか、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記13」の保安林解除等申請図書作成要領及び調査職員の指示により行うものとする。

第20章 完了図書の作成

20-1 完了図書の作成

1. 完了図書の作成とは、県営土地改良事業、県管理地すべり対策事業及び県管理海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいうものとする。
2. 県営土地改良事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。
 - (1) 事業出来形調書
 - ① 事業年度別決算表
 - ② 出来型内訳書
 - ア 工事費内訳書
 - イ 用地費及び補償費内訳書
 - (2) 土地改良財産調書
 - ① 土地改良施設整理台帳
 - ア 工作物の部（総括表）
 - イ 工作物の部

ウ 土地の部（総括表）

エ 土地の部

オ 権利の部

② 占・使用台帳

③ 他目的使用調書

④ 土地改良施設整理台帳付属図面

⑤ 土地改良補償施設整理台帳

⑥ 引継施設整理台帳

（３）その他関係書類・図面等

3. 県管理地すべり対策事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。

（１）事業出来形調書

① 事業年度別決算表

② 出来型内訳書

ア 工事費内訳書

イ 用地費及び補償費内訳書

（２）地すべり防止施設調書

① 地すべり防止施設整理台帳

ア 工作物の部（総括表）

イ 工作物の部（年度別・工事別表）

ウ 土地の部（総括表）

エ 土地の部

オ 権利の部

② 占・使用台帳

③ 他目的使用調書

④ 地すべり防止施設整理台帳付属図面

⑤ 補償施設整理台帳

⑥ 引継施設整理台帳

（３）その他関係書類・図面等

4. 県営海岸保全施設整備事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。

（１）事業出来高調書

① 事業年度別決算表

② 出来高内訳書

ア 工事費内訳書

イ 用地費及び補償費内訳書

(2) 土地改良施設調書

① 土地改良施設整理台帳

ア 工作物の部（総括表）

イ 工作物の部

ウ 土地の部（総括表）

エ 土地の部

オ 権利の部

② 占・使用台帳

③ 他目的使用台帳

④ 土地改良施設整理台帳付属図面

⑤ 土地改良補償施設整理台帳

⑥ 引継施設整理台帳

(3) その他関係書類・図面等

20-2 現地踏査

完了図書の作成に当たっては、あらかじめ、現地の踏査を行うものとする。

20-3 完了図書の作成方法

1. 県営土地改良事業の完了図書は、「国営土地改良事業の事務取扱いについて」（昭和41年12月26日付け41農地D第2631号農林省農地局長通知）及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記14」の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。
2. 県営地すべり対策事業の完了図書は、「直轄地すべり対策事業の事務取扱いについて」（平成12年6月5日12構改D第540号農林水産省構造改善局長通知。）及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記14」の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。
3. 県営海岸保全施設整備事業の完了図書は、「直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について」（昭和42年5月9日付け42農地D第519号農林事務次官依命通知）及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記14」の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。

第21章 内水面漁業権等調査

21-1 内水面漁業権等調査

1. 内水面漁業権等調査とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む権利に関する調査をいうものとする。
2. 漁業調査等の実施にあたり、事業の実施に伴い影響が予測される水域に係る漁業権等